

大切なお知らせ(制度改正案内)

令和6年10月分(12月支給)より、児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の申請対象者をご確認ください。

1. 変更後の内容

1 支給対象年齢の拡大

⇒18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童(高校生年代)がいる世帯が支給対象となります。

2 所得制限の撤廃

⇒上記1に該当する全世帯が児童手当の支給対象となります。

※所得制限撤廃後も、父母など2人以上で児童を監護養育している場合には、生計を維持する程度の高い方(原則所得が高い方)が受給者(請求者)となります。

3 多子加算の拡充

⇒第3子以降の児童は児童1人あたり支給額が一律3万円となります。

4 多子加算のカウント対象の年齢拡大

⇒18歳～22歳まで(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の子(大学生年代)となります。

5 支給回数が年6回に変更

⇒児童手当の支給月は偶数月となります。(新制度での支給開始は12月です。)

2. 支給額

児童の年齢	支給金額(1人あたりの月額)	
	第1子、第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

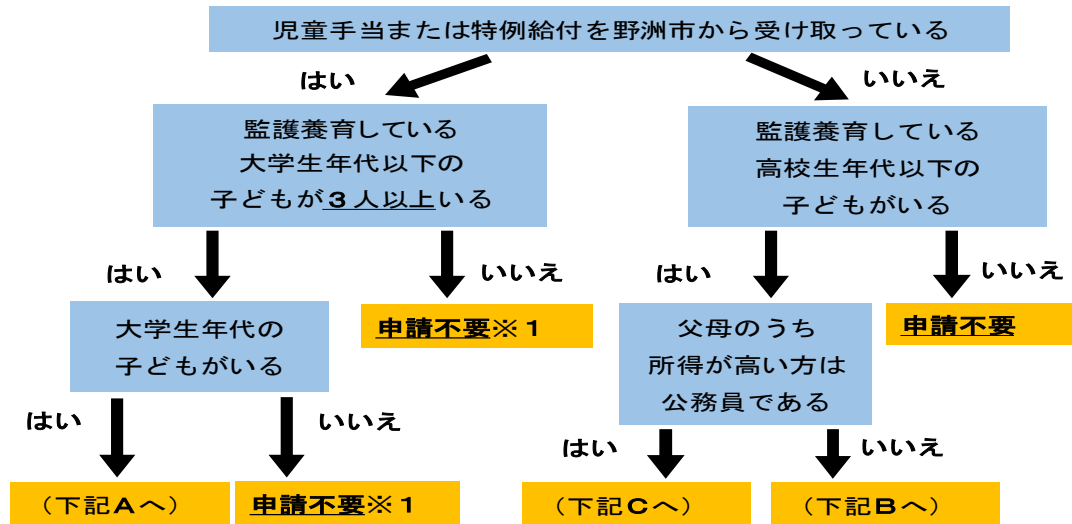
3. 申請期限

令和6年9月30日(月)まで

なお、申請期限が過ぎても令和7年3月31日(必着)までに申請があった場合は、令和6年10月分から支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月からの支給となります。さかのぼっての支給はできませんのでご注意ください。

4. 申請対象者

申請の有無は、下記を確認いただき、該当の手続きを行なってください。



※1 高校生年代の児童がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。増額対象にもかかわらず、通知が届かない方はご連絡ください。

下記の提出書類を返信用封筒にて返送または子育て家庭支援課窓口まで直接提出してください。

Aに該当の方

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
※内容に疑義が生じた場合には、証明書類の提出を求めています。

Bに該当の方

- ①児童手当認定請求書
 - ②同意書
 - ③振込口座がわかるもの
 - ④請求者と配偶者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード等)
 - ⑤請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- の提出が必要です。

※認定請求書を提出する方は、**父母のうち所得が高い方**を請求者として申請してください。

※③④⑤は、同封の認定請求書 添付書類貼付用紙に貼り付けて提出してください。

※3歳未満の児童がいる国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証の写しも添付してください。

※大学生年代の子を含め、監護養育している子どもが3人以上いる場合は、Aの書類も提出してください。

Cに該当の方

公務員の方は、勤務先から支給されます。手続きについては勤務先へご確認ください。

- 父母と高校生年代以下の児童が別世帯で、父母が野洲市にいる場合(市内別居含む)
→『別居監護申立書』をホームページよりダウンロードして提出してください。
- 父母と子が別世帯で、父母が野洲市にいない場合
→父母の住民票の住所地にある市町村窓口へ申請してください。
- 離婚を考えている方やDVを受けている方はご相談ください。

お問い合わせ

野洲市役所 子育て家庭支援課 TEL 077-587-6884